

令和8年度第1回朝霞市子ども・子育て会議 次第

日 時：令和8年7月21日（火）
午後2時から午後4時まで
場 所：朝霞市民会館（ゆめぱれす）
201会議室

1 開 会

2 議 題

- （1）朝霞市こども計画の進捗管理について
- （2）その他

3 閉 会

～ 配付資料 ～

※網掛けの資料は事前にお送りした資料です。

- ・朝霞市子ども・子育て会議委員名簿
- ・朝霞市子ども・子育て会議委員 部会名簿
- ・朝霞市子ども・子育て会議条例
- ・朝霞市子ども・子育て会議部会設置規程
- ・朝霞市子ども・子育て会議傍聴要領
- ・令和8年度朝霞市子ども・子育て会議「こども部の体制について」
- ・資料1－1～4（進捗管理対象事業一覧 等）
- ・資料2 土曜共同保育について
- ・資料3 土曜共同保育の対象園拡大について（案）
- ・資料4－1 土曜日合同保育実施施設
- ・資料4－2 令和7年度土曜保育実施状況
- ・資料5 保育所等における令和8年度待機児童状況など
- ・資料6 こども誰でも通園制度
- ・資料6参考資料「利用調整（選考）について」
- ・資料7 菩提樹の森幼稚園からの新制度移行に係る申し出について

朝霞市子ども・子育て会議 委員名簿
(任期：令和7年7月1日～令和9年3月31日)

定数25人以内

区分	選出団体等	氏名
第1号 知識経験を有するもの 【4名】	1 学校法人東洋大学	嶋崎 博嗣
	2 十文字学園女子大学	鈴木 晴子
	3 公益財団法人21世紀職業財団	山谷 真名
	4 朝霞市小中学校校長会	吉澤 めぐみ
第2号 保護者 【5名】	5 公営保育園保護者	名垣 郁恵
	6 民営保育園保護者	富岡 すずか
	7 幼稚園保護者	依田 陽子
	8 朝霞市保護者代表連絡会	沢木 美菜
	9 朝霞市放課後児童クラブ保護者	村山 玲弥
第3号 子ども・子育て支援に 関する事業に従事するもの 【4名】	10 朝霞市社会福祉法人民間保育園連絡協議会	大谷 由香
	11 東上地区私立幼稚園協会朝霞支部	佐藤 順興
	12 社会福祉法人朝霞市社会福祉協議会	渋谷 勝己
	13 朝霞地区福祉会みつばすみれ学園	岡部 利枝
第4号 公募による市民 【2名】	14 公募市民	亀谷 真之
	15 公募市民	政 夕舞
第5号 その他 【10名】	16 朝霞市議会議員	増田 ともみ
	17 朝霞市民生委員児童委員協議会 (主任児童委員)	宮永 純子
	18 子育て関連団体【地域子育て】 (あさか子育てネットワーク：美えな塾)	片山 弥生
	19 子育て関連団体【こどもの居場所・貧困対策】 (こどもの居場所ネット：あさかみらいこども食堂)	吉村 智代
	20 NPO法人なかよしねっと	安孫子 陽子
	21 子育て関連団体【青少年健全育成】 (朝霞市青少年育成市民会議)	渡邊 俊夫
	22 子育て関連団体【児童養護】 (朝霞市地区里親会)	図師 寛子
	23 子育て関連団体【こどもの居場所】 (NPO 法人あさかプレーパークの会)	平田 芙美子
	24 子育て関連団体【こどもの居場所】 (ハッピースマイル)	原 賢治
	25 朝霞市放課後子ども教室受託事業者 (特定非営利活動法人 三楽)	串田 晴美

朝霞市子ども・子育て会議委員 部会名簿

任期：令和7年7月1日～令和9年3月31日

保育園等運営検討部会 (9名)	鈴木 晴子	十文字学園女子大学	1号
	富岡すずか	民営保育園保護者	2号
	名垣 郁恵	公営保育園保護者	2号
	依田 陽子	幼稚園保護者	2号
	村山 玲弥	朝霞市放課後児童クラブ保護者	2号
	大谷 由香	朝霞市社会福祉法人民間保育園連絡協議会	3号
	佐藤 順與	東上地区私立幼稚園協会朝霞支部	3号
	図師 寛子	朝霞市地区里親会	5号
	増田 ともみ	朝霞市議会議員	5号
保育園等利用者負担検討部会 (7名)	嶋崎 博嗣	東洋大学	1号
	岡部 利枝	朝霞地区福祉会みつばすみれ学園	3号
	渋谷 勝己	社会福祉法人朝霞市社会福祉協議会	3号
	亀谷 真之	公募市民	4号
	片山 弥生	あさか子育てネットワーク	5号
	宮永 純子	朝霞市民生委員・児童委員協議会	5号
	渡邊 俊夫	朝霞市青少年育成市民会議	5号
子ども・子育て支援事業計画部会 (9名)	山谷 真名	公益財団法人21世紀職業財団	1号
	吉澤 めぐみ	朝霞市小中学校校長会	1号
	沢木 美菜	朝霞市保護者代表連絡会	2号
	政 夕舞	公募市民	4号
	吉村 智代	朝霞・志木・新座・和光こどもの居場所ネット	5号
	安孫子陽子	NPO法人なかよしねっと	5号
	平田芙美子	NPO法人あさかプレーパークの会	5号
	原 賢治	ハッピースマイル	5号
	串田 晴美	朝霞市放課後子ども教室受託事業者【三楽グループ】	5号

(目的)

第1条 この条例は、朝霞市子ども・子育て会議の設置、組織及び運営に関する事項を定めることを目的とする。

(設置)

第2条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第72条第1項の規定に基づき、市の子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、朝霞市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第3条 子ども・子育て会議は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 法第72条第1項各号に規定する事務を処理すること。
- (2) 子ども・子育て支援に関する施策の実施状況を調査審議すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めること。

(組織)

第4条 子ども・子育て会議は、委員25人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 知識経験を有する者
- (2) 法第6条第2項に規定する保護者
- (3) 法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (4) 公募による市民又は公募委員候補者名簿に登載された市民
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に、会長及び副会長1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(任期)

第6条 委員の任期は、2年以内とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第7条 子ども・子育て会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提供を求めることができる。

(部会)

第8条 会長は、必要があると認めるときは、会議に諮って部会を置くことができる。

- 2 部会に属する委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、会長が指名する委員をもってこれに充てる。
- 4 部会長は、部会の事務を総理する。
- 5 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長が指名する委員がその職務を代理する。

(庶務)

第9条 子ども・子育て会議の庶務は、こども部こども未来課及びこども部保育課において処理する。

(雑則)

第10条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和32年朝霞市条例第2号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成26年条例第5号）

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成29年12月20日条例第21号）抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成30年9月28日条例第20号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年3月27日条例第3号）

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和8年3月25日条例第2号）

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

朝霞市子ども・子育て会議部会設置規程

(趣旨)

第1条 この規程は、朝霞市子ども・子育て会議条例（平成25年9月27日条例第51号。以下「条例」という。）第8条第1項の規定により、朝霞市子ども・子育て会議の部会の設置及び運営について必要な事項を定める。

(部会の所掌事務)

第2条 朝霞市子ども・子育て会議に部会を置き、条例第3条に掲げる事務に係る具体的取組とその推進方策について審議する。

2 部会の名称及び所掌事務は、別表のとおりとする。

(部会の組織)

第3条 部会は、委員11人以内で組織する。

(招集)

第4条 部会は、部会長が会長に諮って招集する。

2 部会長は、必要があるときは、部会に部会員以外の者の出席を求めることができる。

(審議事項の報告)

第5条 部会長は、部会において審議した事項について朝霞市子ども子育て会議に報告する。

別表（第2条関係）

名称	所掌事務
保育園等運営検討部会	○特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所並びに放課後児童クラブ（以下「保育園等」という。）の施設整備及び運営に関すること。 ○認可外保育施設に関すること。 ○その他、市長が必要と認めること。
保育園等利用者負担検討部会	○保育園等の利用者負担の検討に関すること。
子ども・子育て支援事業計画部会	○子ども・子育て支援事業計画の策定に関すること。

1 傍聴する場合の手続

- (1) 会議の傍聴を希望する方は、会議の開会時刻までに、会場で受付をし、会長の許可を受けた上で、係員の指示に従い、入室してください。
- (2) 傍聴者の受付は、先着順で行い、定員になり次第受付を終了します。

2 会場の秩序の維持

- (1) 傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、係員の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が3の事項に違反したときは、会長はこれを注意し、なお、これに従わないときは、退場していただくことになります。
- (3) 次に該当する方は、傍聴席に入ることができません。
 - ① 刃物等危険なものを持っている者
 - ② 酒気を帯びていると認められる者
 - ③ 張り紙、ビラ、掲示版、プラカード、旗、のぼり等を持っている者
 - ④ 前各号に定めるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者
- (4) 児童及び乳幼児は、傍聴席に入ることとはできません。ただし、会長の許可を受けたときは、この限りではありません。

3 会議を傍聴する場合に守っていただく事項

傍聴者は、次の事項を守ってください。

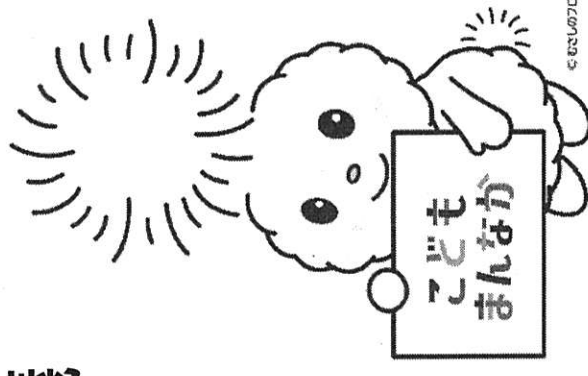
- (1) 会議開催中は、静かに傍聴し、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 談論、放歌、高笑その他騒ぎ立てるなど、議事の妨害はしないこと。
- (3) 会場において発言しないこと。
- (4) 鉢巻、腕章、ゼッケン、たすき等を着用し、又は旗、プラカード等を掲げる等示威的行為をしないこと。
- (5) 会場において、飲食又は喫煙をしないこと。
- (6) みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。
- (7) 他の傍聴者の迷惑になるような行為をしないこと。
- (8) 会場において、会長の許可なく、会議の模様を撮影し、又は録音等を行わないこと。
- (9) 携帯電話等通信機器を使用しないこと。
- (10) その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。

こどもまんなが

令和8年度

第1回 朝霞市子ども・子育て会議
～こども部の体制について～

令和8年7月21日(火曜日)



ちば市のロゴマーク

こどもまんなが

令和8年度 第1回朝霞市子ども・子育て会議

機構改革により、令和8年度より次のとおり変更となりました。

令和7年度

こども未来課

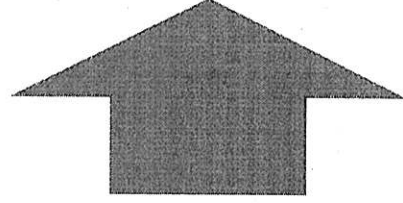
こども給付係
こども未来係

保育課

保育総務係、保育支援係
保育係

こども家庭センター

母子保健係、こども相談係



令和8年度

こども未来課

こども給付係、こども支援係
こども育成係

保育課

保育総務係、保育入所係
施設給付係

こども家庭課

こども家庭総務係、こども相談係
こども保健係

こどもまんなか

令和8年度 第1回朝霞市子ども・子育て会議

こども未来課の主な課題と今後の取り組み

1 給付事業（医療・手当）の正確かつ迅速な事務処理の徹底：こども給付係

令和7年12月のシステム標準化に併せて、児童扶養手当のシステムが事業者への委託から基幹系システムで事務を行うようになり、職員の事務作業が大きく変更となっているため、事務処理についてより注意が必要となっています。

2 溝沼複合施設大規模改修の延期：こども支援係

令和8年度から9年度にかけて設計業務とし、令和10年度から改修工事に着手する予定でしたが、中東情勢や材料費の高騰などの理由から、今年度の設計業務が延期となりました。そのため、不具合等により修繕が必要な箇所については、順次、工事を実施します。

3 関係団体（こども食堂、子育て支援、青少年育成市民団体など）との連携強化：こども支援係

「こどもまんなか社会」の実現に向けて、市内のこどもの居場所等支援団体、関係施設（児童館など）、市がさらに連携し、居場所の拡大や内容の拡充を図ります。

こどもまんなか

令和8年度 第1回朝霞市子ども・子育て会議

こども未来課の主な課題と今後の取り組み

4 放課後児童クラブの待機児童の状況・充実への取り組み：こども育成係

- ・放課後児童クラブの待機児童の状況
- ・今季から放課後児童クラブにおける夏休み中の体育館利用を開始。
- ・9月から、一部クラブ（2、3、4小）でICTを先行導入し、入退室管理や保護者との連絡等に活用する。※令和9年4月から残り7校で本格導入。
- ・令和9年4月から、一部クラブ（5、6、8小）で放課後こども教室との一体運営を開始予定。

5 新たな子どもの居場所づくりの検討：こども育成係

- ・来年度の放課後児童クラブの待機児童対策として、夏休み中の学校や幼稚園等、既存の社会資源を活用して、見守りスタッフを配置し、放課後の児童の居場所を提供する事業を検討中。※国・県の補助金を活用

6 児童館及び放課後児童クラブの指定管理者の指定：こども支援係、こども育成係

- ・令和8年度末をもって現行の指定管理期間（5年間）が満了となるため、次期指定管理者による指定管理期間を令和9年度～令和11年度の3年間として手続きを進めています。

こどもまんなか

令和8年度 第1回朝霞市子ども・子育て会議

保育課の主な課題と今後の取り組み

1 待機児童への対応

保育需要を把握し、既存施設の活用などによる受け皿の確保を図る。

2 保育士確保と働きやすい環境づくり

保育士の確保・定着を図るとともに、働きやすい職場環境を整備する。

3 保育施設の老朽化・施設整備

計画的な改修・整備を進め、安全・安心な保育環境を確保する。

4 多様化する保育ニーズへの対応

多様な保育ニーズに対応し、保育サービスの充実を図る。

5 保育行政のDXなど

行政手続の電子化を進め、利便性向上と業務効率化を図る。

こどもまんなか

令和8年度 第1回朝霞市子ども・子育て会議

こども家庭課の課題と今後の取り組み

1 5歳児健診の実施検討

こども家庭庁からの通知により、5歳児健診の実施が求められています。こどもの特性を早期に発見し、特性に合わせた適切な支援を行うとともに、生活習慣、育児に関する指導を行い、幼児の健康の保持増進を図るため、本市においても実施を検討します。

2 子育て支援アプリ「ぽぽるん」の機能拡張

国が推進する母子保健DXにおいて、電子版母子健康手帳の活用が進められています。ガイドライン等により示される必要な機能や情報連携の在り方など、国の動向を注視しながら、順次、機能拡張へ対応していく必要があります。

3 自殺対策基本法に基づく協議会について

自殺対策基本法の改正により、こどもの自殺対策等に関する協議会を置くことができることとされました（令和8年4月1日施行）。既存の会議体との関係などを整理し、こどもの自殺対策の適切な取り組みについて調査を進めます。

こどもまんなか

【次世代育成支援行動計画】

通しNO.	冊子「朝霞市 子ども計画」 ページ数	関連事業 番号	基本目標	基本方針	施策の方向性	事業名	主担当課	関係課	部名
1	43	1	すべての子ども・若者が幸せを感じ成長できるまち	1-1 子ども・若者が心身ともに健やかに成長できるように	(1)子ども・若者を虐待やいじめ等の人権侵害から守るための体制強化 ①児童虐待予防と防止の取組	DV相談事業	人権庶務課		総務部
2	43	3	すべての子ども・若者が幸せを感じ成長できるまち	1-1 子ども・若者が心身ともに健やかに成長できるように	(1)子ども・若者を虐待やいじめ等の人権侵害から守るための体制強化 ①児童虐待予防と防止の取組	施設における人権構築の体制整備	保育課	子ども未来課	子ども部
3	43	4	すべての子ども・若者が幸せを感じ成長できるまち	1-1 子ども・若者が心身ともに健やかに成長できるように	(1)子ども・若者を虐待やいじめ等の人権侵害から守るための体制強化 ①児童虐待予防と防止の取組	要保護児童対策地域協議会等を活用した児童相談事業	子ども家庭課		子ども部
4	44	11	すべての子ども・若者が幸せを感じ成長できるまち	1-1 子ども・若者が心身ともに健やかに成長できるように	(1)子ども・若者を虐待やいじめ等の人権侵害から守るための体制強化 ①児童虐待予防と防止の取組	非行防止教室の実施	教育指導課		学校教育部
5	44	13	すべての子ども・若者が幸せを感じ成長できるまち	1-1 子ども・若者が心身ともに健やかに成長できるように	(1)子ども・若者を虐待やいじめ等の人権侵害から守るための体制強化 ②子どもの人権尊重の仕組みづくり	子ども人権相談	人権庶務課		総務部
6	44	14	すべての子ども・若者が幸せを感じ成長できるまち	1-1 子ども・若者が心身ともに健やかに成長できるように	(1)子ども・若者を虐待やいじめ等の人権侵害から守るための体制強化 ②子どもの人権尊重の仕組みづくり	男女平等推進事業	人権庶務課		総務部
7	44	15	すべての子ども・若者が幸せを感じ成長できるまち	1-1 子ども・若者が心身ともに健やかに成長できるように	(1)子ども・若者を虐待やいじめ等の人権侵害から守るための体制強化 ②子どもの人権尊重の仕組みづくり	いじめ防止に対する取組	教育指導課	子ども未来課	学校教育部
8	45	22	すべての子ども・若者が幸せを感じ成長できるまち	1-1 子ども・若者が心身ともに健やかに成長できるように	(2)子ども・若者が犯罪に巻き込まれない社会づくり ①子どもが犯罪に巻き込まれない社会づくり	青少年健全育成事業における啓発活動	子ども未来課		子ども部
9	45	23	すべての子ども・若者が幸せを感じ成長できるまち	1-1 子ども・若者が心身ともに健やかに成長できるように	(2)子ども・若者が犯罪に巻き込まれない社会づくり ①子どもが犯罪に巻き込まれない社会づくり	青少年健全育成事業における発表・体験機会の確保	子ども未来課		子ども部
10	46	33	すべての子ども・若者が幸せを感じ成長できるまち	1-1 子ども・若者が心身ともに健やかに成長できるように	(2)子ども・若者が犯罪に巻き込まれない社会づくり ②子どもが交通事故に巻き込まれない社会づくり	通学路の安全点検	教育管理課		学校教育部
11	47	38	すべての子ども・若者が幸せを感じ成長できるまち	1-1 子ども・若者が心身ともに健やかに成長できるように	(3)多様な困難を抱える子ども・若者の救済	子どもの居場所づくり支援事業	子ども未来課		子ども部
12	47	41	すべての子ども・若者が幸せを感じ成長できるまち	1-1 子ども・若者が心身ともに健やかに成長できるように	(3)多様な困難を抱える子ども・若者の救済	ヤングケアラー支援	子ども家庭課		子ども部
13	50	51	すべての子ども・若者が幸せを感じ成長できるまち	1-2 子ども・若者の意見や権利が尊重されるために	(2)子ども・若者の意見表明・社会参画	子どもモニター	市政情報課		市民公室
14	50	53	すべての子ども・若者が幸せを感じ成長できるまち	1-2 子ども・若者の意見や権利が尊重されるために	(2)子ども・若者の意見表明・社会参画	青少年健全育成事業における発表・体験機会の確保	子ども未来課		子ども部
15	50	54	すべての子ども・若者が幸せを感じ成長できるまち	1-2 子ども・若者の意見や権利が尊重されるために	(2)子ども・若者の意見表明・社会参画	児童館運営事業における子ども・若者が意見を述べる場の提供	子ども未来課		子ども部
16	51	58	すべての子ども・若者が幸せを感じ成長できるまち	1-2 子ども・若者の意見や権利が尊重されるために	(3)子どもの個性の尊重と遊ぶ権利の保障	児童館運営事業	子ども未来課		子ども部
17	51	61	すべての子ども・若者が幸せを感じ成長できるまち	1-2 子ども・若者の意見や権利が尊重されるために	(3)子どもの個性の尊重と遊ぶ権利の保障	冒険遊び場づくり事業	みどり公園課		都市建設部
18	54	70	すべての子ども・若者が夢を思い描けるまち	2-1 子ども・若者が生きる力を育むことができるように	(1)子ども・若者が安心して過ごせる居場所づくり	放課後子ども教室	生涯学習・スポーツ課		生涯学習部
19	54	75	すべての子ども・若者が夢を思い描けるまち	2-1 子ども・若者が生きる力を育むことができるように	(2)子ども・若者の学習支援・キャリア支援の充実	朝霞市生活困窮者等学習支援事業	地域共生社会課	生活困窮者対策課	福祉部
20	56	99	すべての子ども・若者が夢を思い描けるまち	2-1 子ども・若者が生きる力を育むことができるように	(3)子ども・若者の多様な遊びや体験ができる機会の充実	子ども大学あさか	生涯学習・スポーツ課		生涯学習部
21	57	100	すべての子ども・若者が夢を思い描けるまち	2-1 子ども・若者が生きる力を育むことができるように	(3)子ども・若者の多様な遊びや体験ができる機会の充実	市民総合スポーツ大会、ローレックス大会、小学生スポーツ教室、ウォークラリー大会等の開催	生涯学習・スポーツ課		生涯学習部
22	58	108	すべての子ども・若者が夢を思い描けるまち	2-1 子ども・若者が生きる力を育むことができるように	(4)子ども・若者の地域活動・社会参画機会の充実	児童館における地域交流事業	子ども未来課	最寄はつらつ課	子ども部
23	58	109	すべての子ども・若者が夢を思い描けるまち	2-1 子ども・若者が生きる力を育むことができるように	(4)子ども・若者の地域活動・社会参画機会の充実	朝霞市ふれあい推進事業	教育指導課		学校教育部

通しNO.	冊子「朝霞市 子ども計画」 ページ数	関連事業 番号	基本目標	基本方針	施策の方向性	事業名	主担当課	関係課	部名
24	58	110	すべての子ども・若者が夢を思い描けるまち	2-1 子ども・若者が生き生きと育むことができるように	(4)子ども・若者の地域活動・社会参加機会の充実	社会体験チャレンジ事業	教育指導課		学校教育部
25	62	130	すべての子ども・若者が安心して子育てできるまち	3-1 ライフステージを通じた切れ目のない支援を提供するため	(2)子育て支援の充実	子ども医療費の助成	子ども未来課		子ども部
26	62	131	すべての子ども・若者が安心して子育てできるまち	3-1 ライフステージを通じた切れ目のない支援を提供するため	(2)子育て支援の充実	児童手当の支給	子ども未来課		子ども部
27	63	142	すべての子ども・若者が安心して子育てできるまち	3-1 ライフステージを通じた切れ目のない支援を提供するため	(3)子育てに関する相談体制の充実	子育て相談	子ども未来課		子ども部
28	66	161	すべての子ども・若者が安心して子育てできるまち	3-2 様々な困難を抱える子育て家庭に切れ目のない支援を提供するため	(2)ひとり親家庭等への支援	ひとり親家庭等への進学支援事業	子ども未来課		子ども部
29	66	162	すべての子ども・若者が安心して子育てできるまち	3-2 様々な困難を抱える子育て家庭に切れ目のない支援を提供するため	(2)ひとり親家庭等への支援	ひとり親家庭等相談事業	子ども未来課		子ども部
30	66	163	すべての子ども・若者が安心して子育てできるまち	3-2 様々な困難を抱える子育て家庭に切れ目のない支援を提供するため	(2)ひとり親家庭等への支援	児童扶養手当の支給	子ども未来課		子ども部
31	66	164	すべての子ども・若者が安心して子育てできるまち	3-2 様々な困難を抱える子育て家庭に切れ目のない支援を提供するため	(2)ひとり親家庭等への支援	ひとり親家庭等医療費の助成	子ども未来課		子ども部
32	66	165	すべての子ども・若者が安心して子育てできるまち	3-2 様々な困難を抱える子育て家庭に切れ目のない支援を提供するため	(2)ひとり親家庭等への支援	ひとり親家庭への自立・生活支援事業	子ども未来課		子ども部
33	67	174	すべての子ども・若者が安心して子育てできるまち	3-2 様々な困難を抱える子育て家庭に切れ目のない支援を提供するため	(3)発達の違いや障害がある子ども・若者と保護者への支援	障害児通所支援事業	障害福祉課		福祉部
34	68	180	すべての子ども・若者が安心して子育てできるまち	3-2 様々な困難を抱える子育て家庭に切れ目のない支援を提供するため	(3)発達の違いや障害がある子ども・若者と保護者への支援	育成保育事業	保育課		子ども部
35	68	183	すべての子ども・若者が安心して子育てできるまち	3-2 様々な困難を抱える子育て家庭に切れ目のない支援を提供するため	(3)発達の違いや障害がある子ども・若者と保護者への支援	朝霞市障害児就学支援委員会専門員による就学相談	教育指導課		学校教育部
36	68	184	すべての子ども・若者が安心して子育てできるまち	3-2 様々な困難を抱える子育て家庭に切れ目のない支援を提供するため	(4)外国に比べがりのある子ども・若者と保護者への支援	外国人世帯の支援	各課		
37	69	188	すべての子ども・若者が安心して子育てできるまち	3-3 子育て家庭が住み続けたいまちにするために	(1)子育てがしやすいまちづくり	子育て情報の提供	子ども未来課		子ども部
38	73	209	すべての子どもが質の高い教育・保育を受けられるまち	4-1 教育・保育事業の充実のために	(1)就学前の教育・保育事業の充実	保育事業	保育課		子ども部
39	73	210	すべての子どもが質の高い教育・保育を受けられるまち	4-1 教育・保育事業の充実のために	(1)就学前の教育・保育事業の充実	幼稚園事業	保育課		子ども部
40	73	211	すべての子どもが質の高い教育・保育を受けられるまち	4-1 教育・保育事業の充実のために	(1)就学前の教育・保育事業の充実	家庭保育室補助事業	保育課		子ども部
41	73	212	すべての子どもが質の高い教育・保育を受けられるまち	4-1 教育・保育事業の充実のために	(1)就学前の教育・保育事業の充実	認可外保育施設等利用補助事業	保育課		子ども部
42	75	215	すべての子どもが質の高い教育・保育を受けられるまち	4-2 教育・保育サービスの質を高めるために	(1)多様なニーズに応える子育てサービスの充実	休日保育事業	保育課		子ども部
43	76	219	すべての子どもが質の高い教育・保育を受けられるまち	4-2 教育・保育サービスの質を高めるために	(2)教育・保育に携わる人材の確保・資質向上	保育士研修事業	保育課		子ども部
44	76	220	すべての子どもが質の高い教育・保育を受けられるまち	4-2 教育・保育サービスの質を高めるために	(2)教育・保育に携わる人材の確保・資質向上	保育士等人材確保事業	保育課		子ども部
45	76	221	すべての子どもが質の高い教育・保育を受けられるまち	4-2 教育・保育サービスの質を高めるために	(2)教育・保育に携わる人材の確保・資質向上	公立保育園施設修繕事業	保育課		子ども部
46	76	222	すべての子どもが質の高い教育・保育を受けられるまち	4-2 教育・保育サービスの質を高めるために	(2)教育・保育に携わる人材の確保・資質向上	小学校と幼稚園・保育所の連携	教育指導課		学校教育部

進捗管理対象事業一覧

【子ども・子育て支援事業計画】

通しNO.	冊子「朝霞市こども計画」ページ数	支援事業番号	事業名	担当課
1	79	①	幼児期の学校教育・保育の提供	保育課
2	80	②	延長保育事業(時間外保育事業)	保育課
3	81	③	放課後児童クラブ	こども未来課
4	82	④	子育て短期支援事業(ショートステイ事業)	こども家庭課
5	83	⑤	乳児家庭全戸訪問事業	こども家庭課
6	84	⑥	養育支援訪問事業及び要保護児童支援事業	こども家庭課
7	85	⑦	地域子育て支援拠点事業	こども未来課
8	86	⑧	一時預かり事業	保育課
9	88	⑨	病児保育事業	保育課
10	89	⑩	ファミリー・サポート・センター事業	こども家庭課
11	90	⑪	妊婦健康診査	こども家庭課
12	91	⑫	利用者支援事業	こども家庭課
13	92	⑬	実費徴収に係る補足給付を行う事業	保育課
14	93	⑭	多様な事業者の参入促進・能力活用事業	保育課
15	94	⑮	子育て世帯訪問支援事業	こども家庭課
16	94	⑯	児童育成支援拠点事業	こども家庭課
17	95	⑰	親子関係形成支援事業	こども家庭課
18	95	⑱	妊婦等包括相談支援事業	こども家庭課
19	96	⑲	乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)	保育課
20	96	⑳	産後ケア事業	こども家庭課

資料1-2

朝霞市こども計画 進捗管理事業シート

(令和7年度実施事業分)

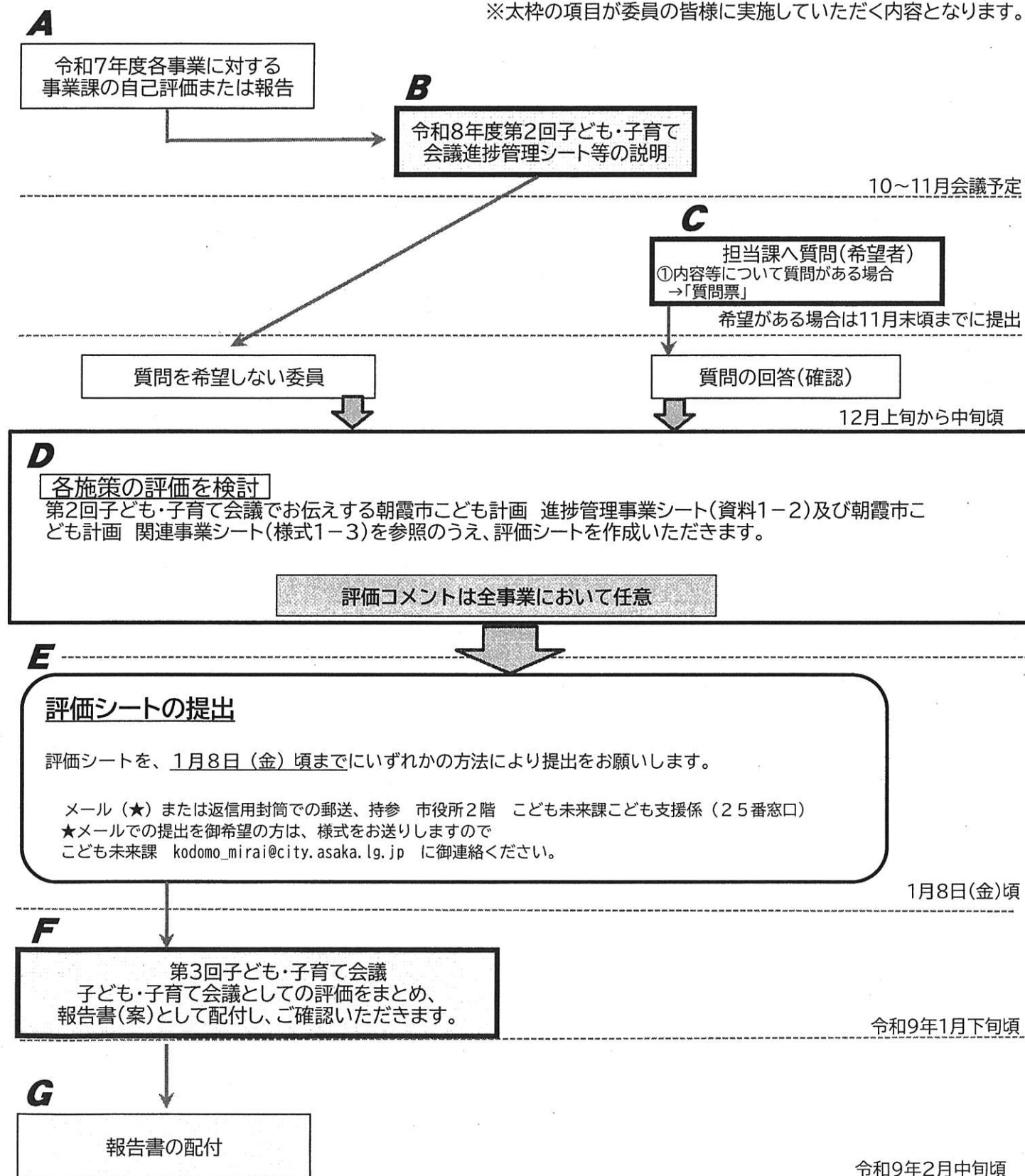
部 名	こども部	課名	こども未来課				計 画	事業番号
							次世代育成支援 行動計画	1
基本目標	すべてのこども・若者が幸せを感じ成長できるまち							
基本方針、施策の方向性、事業名	1-1(1)①DV相談事業							
事業概要								
実績と今後の見込み								
具体的な事業内容 ・事業の実施内容 ・前年度の課題への対応 ・実施による成果 ・こどもの声の聴取・反映など								
自己評価(令和7年度) A:着実に進捗している B:ある程度進捗している C:進捗が順調でない D:進捗していない		左記評価 ランクの 理由						
今後の課題と取り組みについて								

資料 1 - 3

朝霞市こども計画 関連事業シート		事業番号	2	課名	地域共生社会課
基本目標	すべてのこども・若者が幸せを感じ成長できるまち				
基本方針／施策の方向性／事業名	1-1 (1) ① 民生委員・児童委員活動事業				
事業概要					
具体的な事業内容 ・事業の実施内容 ・前年度課題への対応 ・実施による成果 ・こどもの声の聴取・反映など					
実績と今後の見込み					
今後の課題と取り組みについて					

朝霞市こども計画 評価フローチャート

※太枠の項目が委員の皆様へ実施していただく内容となります。



土曜共同保育について

1 概要

保育園は原則として月曜から土曜まで週 6 日開所しています。しかし、土曜日は利用児童は少ないですが、保育には一定数の保育士配置が必要となるため、各園で個別に保育を行うのは非効率的です。そこで複数園の児童を 1 か所に集約し、共同で土曜日の保育を実施しています。

2 実施施設

公営保育園 3 園(浜崎・溝沼・さくら保育園)

※土曜保育は溝沼保育園に集約して実施しています。

3 実施効果

従来は 3 園で個別に保育を行うため、あわせて約 15 名の保育士と 6 名の調理員が必要でしたが、1 園に集約した結果、6 名程度の保育士と 2 名の調理員で運営可能となりました。これにより人員の効率化と運営コストの削減を実現しています。

さらに、溝沼保育園の給食調理は委託しているため、市の調理員は土曜日の出勤がなくなりました。

土曜共同保育の対象園拡大について(案)

1 現状

入所児童数／園 (土曜利用)	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計	土曜必要 保育士数
東朝霞	5	16	16	17	17	17	88	5
(土曜)	0	0	5	1	0	0	6	
本町		19	19	20	20	20	98	6
(土曜)		5	3	0	2	1	11	
根岸台		11	13	22	22	18	86	5
(土曜)		4	3	2	1	3	13	
北朝霞	6	18	21	20	20	21	106	6
(土曜)	1	4	1	3	0	1	10	
栄町		12	14	18	20	20	84	5
(土曜)		0	2	1	3	1	7	
泉水		10	12	16	19	14	71	4
(土曜)		1	0	0	1	1	3	
浜・溝・さ	13	54	64	65	63	61	320	6(15)
(土曜)	1	1	3	9	4	2	20	
入所児童計	24	140	159	178	181	171	853	<u>現状約 46 名</u> ↓ <u>全園実施時</u> <u>約 15 名</u>
(土曜合計)	2	15	17	16	11	5	66	

2 課題

- (1)職員の勤務体制
- (2)保育士確保
- (3)土曜保育の運営

3 対応方針

土曜共同保育の対象園を拡大し、保育士を効率的に配置できる体制を構築する。

4 実施に伴う効果・配慮事項

実施に伴うメリット

- (1)土曜保育の安定化
- (2)職員負担の軽減
- (3)平日保育の充実
- (4)経費の効率化

配慮事項

- (1)利用園の変更
- (2)利用園までの移動距離の増加
- (3)保護者負担の増加(交通費等)

5 保護者負担軽減

実施に伴う保護者負担を軽減するため、共同保育の拡大により生じる財源を活用し、必要な支援を検討する。

6 実施概要

- ①子ども・子育て会議で意見聴取
- ②北朝霞・泉水を加えた 5 園で試行実施(全公営保育園への拡大に向けた検証)
- ③アンケート等を踏まえ、全公営保育園への拡大について検討

7 スケジュール

令和 8 年 7 月…子ども・子育て会議へ付議

令和 8 年 11 月…5園による実証実験開始

令和 8 年 12 月…アンケート実施、検討部会へ報告・全公設保育園への拡大を検討

令和 9 年度以降…全公営保育園を対象とした土曜共同保育を実施

土曜日合同保育実施施設

実施施設名	施設類型	実施施設にて以下の施設の児童を受入
1 朝霞ゆりかご保育園	保育所	よつばゆりかご保育園
2 太陽と大地のこども保育園	保育所	さわらび保育園
3 ひまわり保育園	保育所	仲町エンゼル保育室
		けやき保育園
		朝霞本町エンゼル保育室
4 つくし保育園	保育所	朝霞台エンゼル保育室
5 かえで保育園	保育所	みはら保育園
		三原エンゼル保育室
		西井財エンゼル保育室
6 あさかだいアンジュ保育園	保育所	エルアンジュ(連携園)
7 あさしがおかアンジュこども園	こども園	プチアンジュ(連携園)
8 滝の根保育園	保育所	どれみキッズハウス
	保育所	朝霞しらこぼと保育園
9 朝霞にじいろ保育園	保育所	ゆりの木保育園
10 ちゅうりつが園仲町	小規模B	ちゅうりつが園本町
11 さつき第二保育園	小規模B	さつき保育園
12 白百合園	保育所	愛育園
13 おれんじゆめ保育園	保育所	駅前おれんじベビー保育園
14 メリーポピンズkids朝霞ルーム	保育所	メリーポピンズ朝霞南口ルーム
		メリーポピンズ朝霞東口ルーム
15 メリーポピンズkids北朝霞ルーム	保育所	メリーポピンズ朝霞台ルーム
		メリーポピンズ北朝霞ルーム
16 元氣キッズ第二朝霞根岸台園	保育所	元氣キッズ第二朝霞根岸台園
		元氣キッズ朝霞根岸台園
		元氣キッズあさかりードタウン園
17 元氣キッズ第二朝霞岡園	保育所	元氣キッズ第二朝霞岡園
		元氣キッズ朝霞岡園
		元氣キッズ第二あさかりードタウン園

よつばとゆりかごで10月を境に1年ずつ場所を交代している

しらこぼとは月1回のみ合同

偶然月にはにじいろ保育園・奇数月はゆりの木保育園で保育

実施施設数	17
保育所	15
小規模A	0
小規模B	2
こども園	1

令和7年度 土曜保育実施状況(R8.3月分の状況)

資料4-2

	施設 区分	保育園名	土曜日閉所日 (開所した日を入 力)
1	B	めぐみ保育室	
2	B	さくらんぼ保育室	全日
3	B	しらとり保育室	全日
4	B	さつき保育園	
5	A	エルアンジュ	
6	A	フェリーチェ朝霞園	1日
7	B	ちゅうりっぷ園仲町	
8	B	メリー朝霞南口	
9	B	本町エンゼル	
10	A	プチアンジュ	
11	B	幸町しらとり	全日
12	B	朝霞台エンゼル	
13	A	元気キッズ朝霞岡	
14	B	さつき第二保育園	2日
15	B	愛育園	全日
16	B	どれみキッズハウス	3日
17	B	三原エンゼル保育室	
18	A	保育園元気キッズ朝霞根岸台園	
19	B	朝霞たちばな保育室朝霞台	全日
20	B	西井財エンゼル保育室	
21	A	保育園元気キッズリードタウン園	1日
22	B	たちばな保育室朝霞本町	全日
23	B	たちばな保育室北朝霞	全日
24	B	ちゅうりっぷ園本町	
25	B	かぐら朝霞保育園	全日
26	事業 所20	Jキッズガーデン朝霞保育園	
			12

保育所等における令和8年度待機児童状況など

1 待機児童状況

令和8年度の待機児童数は、5人となり、昨年度に比べ、4人減少しました。

年度	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
令和8年度	0	3	1	0	1	0	5
令和7年度	0	6	3	0	0	0	9
令和6年度	0	14	3	0	0	0	17

参考

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
人口(4月1日時点)							
令和8年度	1,097	1,064	1,083	1,135	1,157	1,189	6,725
申請数(4月入所申請)							
令和8年度	291	517	89	100	12	10	1,019
保留者数							
令和8年度	40	73	11	7	4	0	135
保留者数(育休延長希望者を除く)							
令和8年度	14	45	9	7	4	0	79
施設空き状況(4月二次利用調整後)							
令和8年度	48	14	35	20	32	58	207

2 小規模保育施設の閉所など

次の3施設について、閉所などの申し出がありました。

令和9年4月入所申請に向けて、既存施設の定員拡大により対応します。

今後の対応は、保留状況などを分析したのち、ご審議いただくことを考えています。

(1)朝霞幼稚園の幼稚園型認定こども園移行

状況：朝霞幼稚園は、現園舎を建て替え、幼稚園型認定こども園として開園を目指しておりましたが、昨今の物価高騰に伴う工事費の高騰等により、園舎整備の実施が困難であるため、令和8年1月、法人から中止の申し出がありました。

予定していた利用定員：

	0歳児	1歳児	満3歳児/2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
1号			30	45	45	45	165
2、3号	—	12	15	15	15	15	72

(2)かぐら朝霞保育園

状況：朝霞幼稚園の建て替え整備について、当初の令和7年4月開園からの延期に伴い、現園舎の余裕教室にて小規模保育施設として令和7年4月開所。

朝霞幼稚園の幼稚園型認定こども園移行の中止に伴い、かぐら朝霞保育園について、令和8年6月、新たな園児の受け入れ停止及び在籍園児が退園次第の令和9年度末をもって閉所したいとの申し出がありました。

利用定員・在籍児童数：

	0歳児	1歳児	2歳児	計
利用定員	—	6	6	12
在籍児童	—	2	2	4

(3)さくらんぼ保育室

状況：平成27年4月開所。

さくらんぼ保育室から、令和10年度末で閉所することとし、段階的に園児の受け入れを縮小していきたいとの申し出が令和8年7月にありました。

利用定員・在籍児童数：

	0歳児	1歳児	2歳児	計
利用定員	2	4	4	10
在籍児童	2	4	4	10

こども誰でも通園制度

1 認可状況

① 認可施設数 7施設（すべて保育所等）

② 実施施設一覧（認可状況）

園名	実施方法	クラス	実施日時
愛育園	余裕活用型	1、2歳児	月～金、9時～12時
あさしがおかアンジュ	一般型 在園児合同	0、1歳児	月～金、8時45分～11時45分
エルアンジュ	余裕活用型	0、1歳児	月～金、8時45分～11時45分
大山	余裕活用型	0～2歳児	月～金、9時～16時30分
駅前おれんじベビー	余裕活用型	1、2歳児	火・木、8時30分～14時
さつき第二	余裕活用型	0～2歳児	月～金、9時～13時
白百合園	余裕活用型	1、2歳児	月～金、9時～12時

※余裕活用型の施設では、保育所の在籍状況や運営状況などにより、こども誰でも通園制度の受入れをしていない施設があります。

2 認定状況

① 年齢別の認定状況（単位：人）

	0歳児	1歳児	2歳児	計
認定こども数 R8.7.3 現在	94	80	32	206
参考 R8.4.1 人口	1,097	1,064	1,083	3,244
参考 R8.7.1 保育所等在籍人数	264	716	764	1,744

3 実施状況（事業者などの声を含む）

① 令和8年4～5月の利用状況

		4月	5月	計
0歳児	利用実人数	4人	9人	13人
	利用時間	23時間	43時間	66時間
1歳児	利用実人数	1人	6人	7人
	利用時間	9時間	31時間	40時間
2歳児	利用実人数	1人	3人	4人
	利用時間	5時間	20.5時間	25.5時間
計	利用実人数	6人	18人	24人
	利用時間	37時間	94.5時間	131.5時間

② 実施施設等の声（令和8年5月聞き取り）

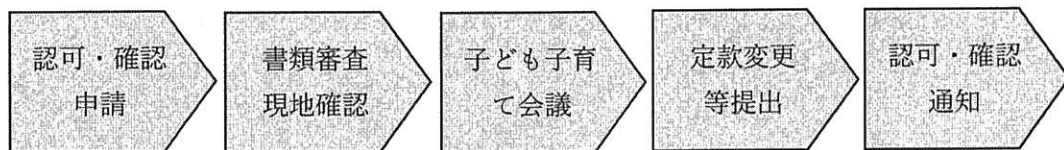
- ・利用された方は、大変喜んでいただいている。支援になっていると感じられ、良い制度だと考えている。
- ・利用できる施設を探しているという保護者もいらっしゃる。ママ友繋がりでも広がっている感触もある。
- ・市内の実施施設が少ないこともあり、事前面談が殺到している。面談済の方で利用の予約がいっぱいになることから、現在は新規の事前面談は中止している状況。県外から特定の日に利用したいというお話しも1件あったが、事前面談を中止しているなどの説明して、お断りした状況。
- ・面談の予約も利用の予約もかなり入っている。5月最終週はほぼ予約で埋まる見込み。
- ・同じ子のリピート率も高く、保育になじんでいる。
- ・利用された方の様子は、これまで一時保育などを利用したことがなく、初めてお子様を預ける方が多い印象。今後、保育園の入園を考えている方が、保育園体験として利用されている場合もあると感じる。
- ・保護者の中でシステムに慣れている方と慣れていない方の差が大きい。システムに関するお問い合わせもある。

4 今後の実施事業者の募集

① 実施事業者について、当面の間、募集を行います。

市内の保育所等や幼稚園に対して、令和8年7月3日付け「こども誰でも通園制度実施事業者の募集について」通知済。

② 認可の流れ



13 利用調整（選考）について

利用調整指数は一部を除き、原則申請締切日時点の情報を基準に算定します。

◆ 利用調整

利用内定の可否を判定する「利用調整」の方法は、申請順（先着順）ではありません。
保護者の労働時間等の家庭状況から、保護者が家庭で保育をできない程度を指数化し、その指数が高い方が優先度の高いものとして、順番に利用内定の判定を行います。

※ 指数については、朝霞市保育認定利用調整基準表をご覧ください。（61ページ参照）

◆ 利用調整方法について

利用調整の優先順位は、保護者が家庭で保育をできない程度に応じて判断します。利用調整にあたっては、指数の合計の高い方が保育園等の必要度が高いものとして、順次判定をしていきます。

また、指数の合計が同じ場合は、下記の項目順に指数の高い方を優先します。

- ① 家庭状況
- ② 父母の状況
- ③ 児童の保育状況
- ④ 世帯員の状況

上記4項目ともすべて同じ指数の場合には、前年度市町村民税所得割額（父母等合算額）の少ない方を優先します。個人番号確認資料等の提出がなく、課税額が確認できない場合には、優先順位は最下位となります。

さらに、前年度市町村民税所得割額も同額の場合には、同一世帯の中で最も長く朝霞市に居住している方（申請日から遡って、連続した居住期間）を比較し、居住期間の長い方を優先します。

◆ 朝霞市外から申請された利用調整の優先順位について

朝霞市外に居住されている方からの利用調整の優先順位は、以下のとおりとなります。

- ① 朝霞市に転入予定（57ページ参照）の方（朝霞市民と同列に利用調整を実施）
- ② 朝霞市内に在勤（在勤予定は除く）の方
- ③ それ以外の方

◆ 利用調整申請の取り下げについて

利用調整申請は、利用保留となった場合でもその年度内（2月利用調整まで）は有効となります。次の事項に該当する場合は、保育課保育係まで『保育園等入所（転所）申請取下届出書（様式第18号）』の提出をお願いします。

- ・ 申請を取り下げたいとき
- ・ 市外へ転出することになったとき
- ・ 申請の条件を満たさなくなったとき
- ・ 育児休業の取得によって保育園の入園の意思がなくなったとき

朝霞市保育認定利用調整基準表

A 父母の状況 ※父母各1つのみ加算（最も加算が大きいもの）		父指数	母指数	B 児童の保育状況 ※該当する場合1つのみ加算（最も加算が大きいもの）	指数
自営中心者・居宅外労働（就学）	1月160時間以上	30	30	同一世帯の親族が保育している（父母共に死亡・離別・行方不明・拘禁）	2
	1月140時間以上	29	29	知人・友人・別世帯の親族が有償で保育している	2
	1月128時間以上	28	28	認可外保育施設等に入所しており、月64時間以上利用を常態としている（父及び母が育児休業中以外に限る。）	5
	1月120時間以上	27	27	上記内容に該当するが、当該施設が入園希望月以降受入不可	6
	1月112時間以上	26	26	市内の認可外保育施設等に入所しており、月64時間以上利用を常態としているが、当該施設が認可保育施設に移行する場合における、移行後の当該施設を第1希望とした利用調整申請	第1希望 100 第2希望以降 7
	1月100時間以上	25	25		
	1月96時間以上	24	24		
	1月84時間以上	23	23		
	1月80時間以上	22	22	認可外保育施設等に入所しており、月64時間以上利用を常態としていない	2
	1月72時間以上	21	21		
	1月64時間以上	20	20	認可保育施設を給付を受けて利用している（転所申請）	2
自営協力者・居宅内労働（就学）	1月160時間以上	29	29	上記内容に該当するが、当該施設が入園希望月以降受入不可	3
	1月140時間以上	28	28	受入れが2歳児クラスまでの認可保育施設（居宅訪問型保育事業・事業所内保育事業の従業員枠を除く）に入所しており、当該施設が連携施設を認定していない又は幼稚園を連携施設として設定している場合における、3歳児クラスの利用調整申請	100
	1月128時間以上	27	27		
	1月120時間以上	26	26		
	1月112時間以上	25	25		
	1月100時間以上	24	24	父又は母が保育している（育児休業中の場合）	2
	1月96時間以上	23	23	父又は母が保育認定事由と並行して保育している	2
	1月84時間以上	22	22	C 家庭状況 ※該当する場合1つのみ加算（最も加算が大きいもの）	指数
	1月80時間以上	21	21	父母共に死亡・離別・行方不明・拘禁	18
	1月72時間以上	20	20	ひとり親家庭	14
	1月64時間以上	19	19	上記内容に該当するが、祖父母と別世帯	15
求職活動・労働内定・就学予定	1月160時間以上	18	18	離婚前提（離婚調停申立書、離婚に関する事を定めた公正証書が必要）	11
	1月140時間以上	17	17	上記内容に該当するが、祖父母と別世帯	12
	1月128時間以上	16	16	生活保護世帯	20
	1月120時間以上	15	15	市長が児童福祉の観点から特に保育が必要と認めた場合	—
	1月112時間以上	14	14	D 世帯員の状況 ※該当する場合1つのみ減算（最も減算が大きいもの）	指数
	1月100時間以上	13	13	65歳以上70歳未満で無職で健康な祖父母と同一世帯	-1
	1月96時間以上	12	12	60歳以上65歳未満で無職で健康な祖父母と同一世帯	-2
	1月84時間以上	11	11	60歳未満で無職で健康な祖父母と同一世帯	-3
	1月80時間以上	10	10	E その他調整事項 ※該当するもの全て加算	指数
	1月72時間以上	9	9	保護者が非自発的な理由によって失業している	5
	1月64時間以上	8	8	父又は母が単身赴任している	1
	求職活動を行っている	5	5	父又は母が保育士資格を有し、市内認可保育施設もしくは朝霞市指定家庭保育室で保育従事者として、又は幼稚園教諭資格を有し、市内幼稚園等で幼稚園教諭として、又は放課後児童支援員資格を有し、市内放課後児童クラブで放課後児童支援員として勤務し、又は勤務内定している	1
妊娠・出産期間（出産日及び前後の2か月）のみ保育希望		—	26		
疾病・障害	I（就学前児童の保育が完全に不可能な状態）	30	30	上記に該当する保育士であって、1年以上勤務することを誓約している（転所申請を除く）	22
	II（就学前児童の保育が困難な状態）	27	27		
	III（就学前児童の保育が部分的に困難な状態）	25	25	兄弟姉妹が1人だけ、保育所等の利用調整申請をしている又は認可保育施設（事業所内保育事業の従業員枠を除く）を保育認定を受けて利用している	1
	身体障害者手帳1・2級、療育手帳④・A、精神障害者保健福祉手帳1～3級を所持している	30	30		
	身体障害者手帳3・4級、療育手帳Bを所持している	27	27	兄弟姉妹が2人以上、保育所等の利用調整申請をしている又は認可保育施設（事業所内保育事業の従業員枠を除く）を保育認定を受けて利用している	3
	身体障害者手帳5級以下、療育手帳Cを所持している	25	25		
看護・介護	1月160時間以上	30	30	兄弟姉妹で異なる認可保育施設を保育認定を受けて利用している場合において、兄弟姉妹が同じ認可保育施設となるよう希望している転所申請	1
	1月140時間以上	29	29		
	1月128時間以上	28	28	申請児童、保護者又は同一世帯の親族が身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳を所持している	2
	1月120時間以上	27	27		
	1月112時間以上	26	26	保護者又は同一世帯の親族が入院している（出産・検査・短期等を除く）	2
	1月100時間以上	25	25		
	1月96時間以上	24	24	父母の育児休業取得前に認可保育施設を給付を受けて利用（事業所内保育事業の従業員枠を除く）して退所をした場合	2
	1月84時間以上	23	23		
	1月80時間以上	22	22	復職を希望するが、利用保留の場合は育児休業の延長も許容できる	-100
	1月72時間以上	21	21		
	1月64時間以上	20	20		
居住家屋の災害復旧をしている		30	30		
死亡・離別・行方不明・拘禁		30	30		

- （備考）1. この基準表において「認可外保育施設等」とは、認可外保育施設・幼稚園（特定教育・保育施設以外）を指します。
2. この基準表において「認可保育施設」とは、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業を指します。
3. 祖父母の年齢は、入所希望年度の4月1日時点の年齢により判断します。
4. この基準表において「幼稚園等」とは、幼稚園及び認定こども園（教育部分）を指します。

令和 8 年度 子ども子育て会議資料
菩提樹の森幼稚園からの新制度移行に係る申出について

1. 市内幼稚園の新制度移行について

- ・菩提樹の森幼稚園（令和 9 年 4 月予定）

2. 制度の概要

- ・新制度未移行幼稚園（従来型）
- ・新制度幼稚園（施設給付型）

3. 主な変更点

項目	新制度未移行幼稚園	新制度
財源措置	県からの私学助成	市から施設型給付費
入所選考	選考に特段の制約なし	正当な理由なく入園を断れない
給付認定	新 1 号（施設等利用給付認定）	現 1 号（教育・保育給付認定）
市の関与	施設等利用給付費の支払い	・ 公定価格の支払い ・ 施設の確認（定員や運営規程、職員配置などの確認）、指導監督

4. 新制度への移行状況（令和 8 年 4 月 1 日現在）

市	新制度未移行幼稚園数	新制度幼稚園数	幼稚園型認定こども園
朝霞市	8 園	なし	なし
和光市	1 園	1 園	2 園
新座市	4 園	6 園	1 園
志木市	4 園	2 園	1 園

5. 移行スケジュール（予定）

令和 8 年 7 月 園が運営規程、重要事項説明、特定教育・保育施設等確認申請書等作成

9 月 保護者説明会（保護者会、入園説明会等）実施

10 月 在園児の保護者が認定申請書を市に提出（新 1 号⇒現 1 号）

令和 9 年 1 月 園が市に保育施設等確認申請書を提出

2 月 子ども・子育て会議にて意見聴取

3 月 市から園に確認通知書、市から保護者に認定通知書の交付、市から県に届出書の提出

4 月 新制度にて運用開始